食品衛生法等の一部を改正する法律に関する事業者説明会

平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、今後、HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し等、新たな制度や規制が施行されます。 食品等事業者の皆様をはじめ、多くの方々が本改正に係る対応を円滑に行うため、下記 日程で説明会を開催します。

①浜田会場

日時: 令和元年**11**月**18**日 (月) 13:30~16:00

(受付:13:00~)

参加費

先着順

無料

場所:浜田合庁 2 階大会議室

(浜田市片庭町254)

定員:80名

②出雲会場

日時: 令和元年**11**月**19**日 (火) 13:30~16:00

(受付:13:00~)

場所:出雲合庁 7階 702·703会議室

(出雲市大津町1139)

定員:190名

対象者 島根県内に事業所を有する食品等事業者 (製造業者、加工業者、調理業者、販売業者等)

次 第

- (1) 法改正の概要・スケジュールについて
- (2) HACCPに沿った衛生管理について
- (3) 営業許可の見直し・営業届出制度について
- (4) その他 (食品リコール情報の報告制度、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度、 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集
- (5) 質疑応答

【**申込方法**】別紙の申込書に必要事項を記入の上、下記の申込先まで ファックス又は郵送で申込んでください。 申込書は島根県ホームページで掲載しています。

^没県小一ムページで掲載しています。

Q島根県 HACCP 検索

【申込先】島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ

〒690-8501 松江市殿町1番地

FAX: 0852 - 22 - 6041 TEL: 0852 - 22 - 6292

[申込期限] 令和元年11月8日(金)(必着)

※ただし、1事業所につき2名まで参加できるものとし、 定員になり次第募集を終了させていただきます。

≪参考≫島根県ホームページ「事業者説明会(食品衛生法改正について)」 【URL】https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anzen/eisei/kisotisiki/haccpseidoka.html

【会場案内図】

日時:令和元年11月18日(月)

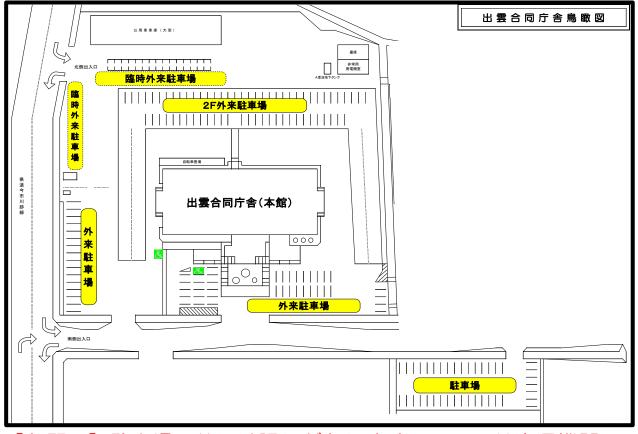
場所:浜田合庁(浜田市片庭町254)



【お願い】駐車場の数には限りがありますので、公共交通機関の 利用、自動車の乗り合わせにご協力をお願います。

日時:令和元年11月19日(火)

場所:出雲合庁(出雲市大津町1139)



【お願い】駐車場の数には限りがありますので、公共交通機関の 利用、自動車の乗り合わせにご協力をお願います。